第七節　担保付社債に関する信託事業及び企業価値担保権に関する信託業務に係るこの府令の適用

第五十三条の二　担保付社債に関する信託事業に係るこの府令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、第三十条第二号、第四十条第三項及び第八項、第四十一条第二項第三号及び第三項第二号イからハまで並びに第四十八条第一項第十一号及び第十二号並びに第三項第五号の規定は、適用しない。

第三十九条第一項	信託会社（当該信託会社から法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。）	信託会社
第四十一条第三項第四号	令第二十条第二項の規定により金融庁長官の指定する信託会社及び外国信託会社	信託会社が担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）第四条第一項の規定により金融庁長官の指定する担保付社債信託法第一条に規定する信託会社
	信託会社及び外国信託会社に	同条に規定する信託会社である場合に
第四十一条第七項	次に掲げる	社債権者集会の決議に基づき取引を行う場合、当該受益者が当該信託会社である場合及び第三項第二号ニに掲げる取引を行う
第四十八条第三項	、信託業務の委託先又は自己を所属信託会社とする信託契約代理店若しくはその役職員	又は信託業務の委託先
第四十八条第三項第四号	又は信託契約代理店の信託契約代理業の業務の特性	の特性

2　企業価値担保権に関する信託業務に係るこの府令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、第三十条第二号、第三十四条第一項第三号、第四項第三号及び第四号並びに第八項、第四十条第三項及び第八項、第四十一条第二項第三号、第三項第二号イからハまで並びに第七項第一号の二から第五号まで及び第七号から第十号まで並びに第四十八条第一項第十一号及び第十二号並びに第三項第五号の規定は、適用しない。

第三十四条第一項第一号	種類及び価額又は数量	種類
第三十四条第一項第二号	信託財産の権利の移転に関する事項（信託財産	信託財産
	事項を含む。）	事項

［節を加える。］

［条を加える。］